

有機農産物（米の場合）認証を受けるためのほ場要件

鶴岡市

1 生産の原則

JAS法における日本農林規格では、有機農産物の生産の原則が次のように決められています。

- ①化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とすること。
- ②土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させること。
- ③農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した栽培管理方法を採用すること。

2 生産の方法

- 1 ほ場の地理的条件として、隣接地から使用禁止資材が飛散・流入しないことが必要とされています。
 - ①周辺から使用禁止資材（JAS規格で認められていない肥料、土壌改良材や農薬）が飛散・流入しないように明確に区分されていること。
 - ②水田では、その用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 2 ほ場の時間的条件として、ほ場での過去の生産の履歴が問われ、有機栽培するほ場には転換期間（例えば、米などの1年生作物では転換開始から、播種又は植付けまでに、2年以上経過していること）が必要です。

☞ ◎2年前の収穫以後から2年間以上有機的管理を実施し、令和7年の秋に出荷する米や野菜の場合は → 有機農産物と表示◎

◎1年以上前に有機栽培に転換し、令和6年の秋に出荷する米や野菜の場合は → 転換期間中有機栽培と表示●

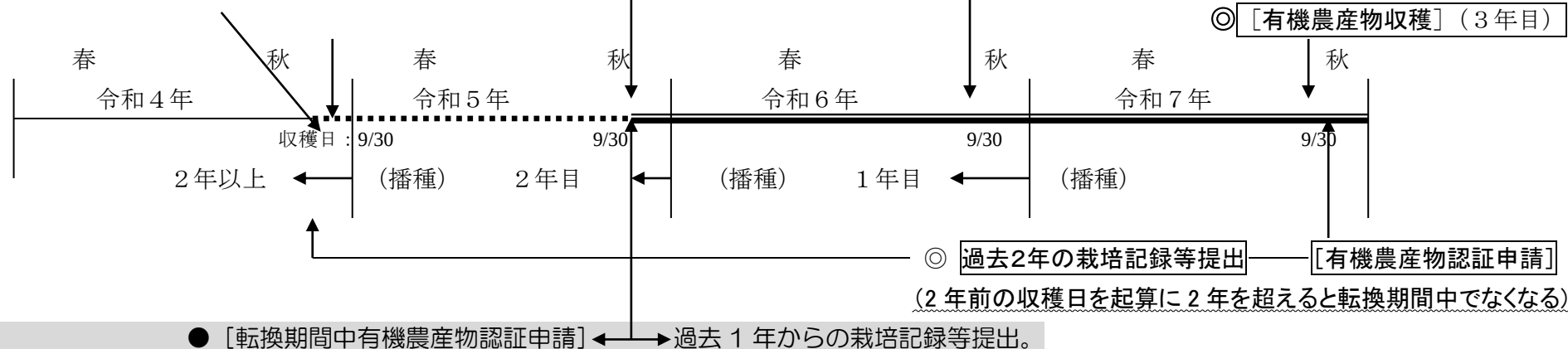
（転換期間中有機農産物は前年の収穫日を起算に1年を超えてから。有機農産物は2年前の収穫日を起算に2年を超えてから。）

※「転換期間中有機農産物」と「転換期間中がつかない有機農産物」をあわせて有機農産物と総称し、双方ともJAS規格に適合しているものです。

[慣行農法] → 収穫直後から有機的管理開始

●10/1～ [転換期間中有機農産物収穫]（2年間）

◎ [有機農産物収穫]（3年目）



1 鶴岡市有機栽培認証における生産行程管理者認証基準では、JAS1605 簡条 5 の「ほ場」の 5.1.1 について、次の事項を加える。
「申請者は申請ほ場に周辺及び隣接ほ場から JAS1605 に基づく使用禁止資材の飛散・流入がないよう、自ら下記の飛散防止策を講ずるものとする」

- 1) 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培等のほ場から、概ねほ場一筆程度離れている場合。＜一筆とは概ね 30 a ほ場を想定する。＞
①申請ほ場に隣接するほ場は、自己ほ場の場合、緩衝地帯として申請対象ほ場地図（別記様式 1 2）必要事項を記載する。

- 2) 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培のほ場と農道、水路、畦畔等で接している場合。＜一筆程度離れていない場合＞

[距離が 5 m 以上の場合] ●隣接生産者と協議して、その旨を記録簿に記載する ●散布当日飛散の有無を確認し、結果を栽培管理記録簿に記載する	[距離が 5 m 未満の場合] ●隣接生産者と協議し、署名、捺印のある協議書を取交わす ●散布当日飛散の有無を確認し、結果を栽培管理記録簿に記載する
---	--

- 3) 有機栽培ほ場に隣接するほ場等の防除に関しては、関係者及び関係機関と十分協議し、禁止資材の飛散を極力防ぐ防除方法をとる等の協力体制を図り、相互の生産方法を尊重して安全・安心な農産物生産を図ること。
- 4) 慣行栽培ほ場を通過した水を、やむを得ず申請ほ場の用水として利用する場合は、一時的に貯留し浄化するための緩衝水田（概ね 1 割程度で植栽を施したほ場）を設け、有機栽培ほ場に使用禁止資材が流入しない措置を講じるものとする。（下図）

